

千葉県告示第590号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により道路の占用を制限する区域を指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和5年7月14日

千葉市長 神谷俊一

1 道路の種類及び路線名、占用を制限する区域

別紙のとおり

2 制限の対象とする占用物件

新たに道路上に設ける電柱（占用制限の開始期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、（1）又は（2）の場合であって、直ちに道路区域外に用地の確保ができないと認められる場合は、仮設の電柱の占用を原則2年間認めることとする。

（1）災害又は事故が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えた場合

（2）宅地開発又は商業施設や工場の新規建設等が原因で、新たに電力・通信サービスが必要となった場合

3 占用を制限する理由

災害発生時、防災上重要な道路上に設置された電柱が倒壊し、緊急車両等の通行や市民等の避難に支障をきたすことがないようにし、緊急輸送道路や避難路としての効用を全うさせるため。

4 占用制限の開始期日

令和5年8月1日

種類	追加路線名	占用の制限を追加する区域
国道	126号	中央区中央一丁目地先から 若葉区中野町地先まで
主要地方道	生実本納線	緑区鎌取町地先から 緑区板倉町地先まで
一般県道	誉田停車場中野線	若葉区中野町地先から 若葉区中野町地先まで
一般県道	土気停車場千葉中線	緑区土気町地先から 若葉区中野町地先まで
市道	磯辺真砂線	美浜区磯辺三丁目地先から 美浜区磯辺三丁目地先まで
市道	おゆみ野東南部3号線	緑区おゆみ野二丁目地先から 緑区おゆみ野三丁目地先まで
市道	おゆみ野62号線	緑区おゆみ野三丁目地先から 緑区おゆみ野三丁目地先まで
市道	磯辺畑町線	美浜区真砂五丁目地先から 美浜区真砂五丁目地先まで
市道	真砂69号線	美浜区稲毛海岸五丁目地先から 美浜区真砂五丁目地先まで
市道	真砂19号線	美浜区真砂五丁目地先から 美浜区真砂五丁目地先まで
市道	真砂線	美浜区真砂五丁目地先から 美浜区真砂五丁目地先まで
市道	磯辺茂呂町線	美浜区稲毛海岸五丁目地先から 美浜区稲毛海岸五丁目地先まで
市道	磯辺茂呂町線	若葉区大宮町地先から 若葉区大宮町地先まで
市道	大宮町275号線	若葉区大宮町地先から 若葉区大宮町地先まで
市道	都賀駅千城台南線	若葉区桜木北二丁目地先から 若葉区桜木六丁目地先まで
市道	貝塚町6号線	若葉区桜木北二丁目地先から 若葉区桜木北二丁目地先まで
市道	若松町9号線	若葉区若松町地先から 若葉区若松町地先まで
市道	西千葉駅稲荷町線	稲毛区轟町四丁目地先から 若葉区東寺山町地先まで
市道	弁天26号線	中央区弁天四丁目地先から 稲毛区轟町四丁目地先まで
市道	東寺山町山王町線	若葉区東寺山町地先から 若葉区殿台町地先まで

市道	追加路線名	占用の制限を追加する区域
市道	川崎町東西2号線	中央区川崎町地先から 中央区川崎町地先まで
市道	川崎町南北線	中央区川崎町地先から 中央区川崎町地先まで
市道	村田町1号線	中央区村田町地先から 中央区村田町地先まで
市道	長沼原町1号線	稲毛区長沼原町地先から 稲毛区長沼原町地先まで
市道	幕張町弁天町線	花見川区幕張四丁目地先から 花見川区花園町地先まで
市道	高洲中央港線	中央区千葉港地先から 中央区中央港二丁目地先まで
市道	新町問屋町線	中央区出洲港地先から 中央区問屋町地先まで
市道	中央港14号線	中央区中央港一丁目地先から 中央区千葉港地先まで
市道	中央港8号線	中央区中央港一丁目地先から 中央区中央港一丁目地先まで
市道	中央港6号線	中央区中央港一丁目地先から 中央区中央港一丁目地先まで
市道	蘇我町線	中央区蘇我二丁目地先から 中央区蘇我五丁目地先まで
市道	蘇我町98号線	中央区蘇我五丁目地先から 中央区蘇我五丁目地先まで
市道	新港1号線	美浜区新港地先から 美浜区新港地先まで
市道	長沼原町116号線	稲毛区長沼町地内から 稲毛区長沼町地内まで
市道	ひび野幕張町線	美浜区ひび野一丁目地先から 美浜区若葉三丁目地先まで
市道	ひび野中瀬1号線	美浜区ひび野一丁目地先から 美浜区ひび野一丁目地先まで
市道	若葉5号線	美浜区若葉三丁目地先から 美浜区若葉三丁目地先まで
市道	若葉13号線	美浜区若葉三丁目地先から 美浜区若葉三丁目地先まで
市道	若葉14号線	美浜区若葉三丁目地先から 美浜区若葉三丁目地先まで